

2-9 公害防止に関する税制上の措置

(平成15年4月1日現在)

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
固定資産		(1) 鉛山保安法第4条第2号の鉛さい、坑水、廃水又は鉛煙の処理施設 (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の污水又は廃液の処理施設で一定のもの (3) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設で一定のもの (4) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制施設で一定のもの (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場で一定のもの (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (7) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑止し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの (8) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で一定のもの (9) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの	公共の危害防止のため設置されたもの（ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものを除く。）のうち、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を $\frac{1}{6}$ に軽減する（ただし、(5)については、その課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減し、(6)（一定のものを除く。）または(7)については、その課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減し、(8)については、その課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する。）。	地方税法附則第15条第5項
課税標準の特例		(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他一定のものを処理するための償却資産で一定のもの (2) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水を処理するための償却資産で一定のもの (3) 水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場の設置者又は、特定事業場の設置者であった者が設置する同法第2条第2項第1号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で一定のもの (4) 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための償却資産で一定のもの	公共の危害防止のため設置された償却資産のうち、平成14年4月1日（(4)については土壤汚染対策法の施行の日）から平成16年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減する（ただし、(1)については、その課税標準を $\frac{1}{2}$ （一定のものについては $\frac{2}{3}$ ）に軽減する。）。	地方税法附則第15条第6項
税		石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が設置した流失油等防止堤で一定のもの	公共の危害防止のために設置された構築物のうち、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に設置されたものについて、その課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第7項
		公共の危害防止のために設置された地方税法附則第15条第5項第1号から第3号まで及び第5号から第9号に掲げる施設等のうち、既存の当該施設等に代えて設置するものとして一定のもの（同法第349条の3第3項又は第19項の規定の適用を受けるものを除く。）	平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する（地方税法附則第15条第5項第9号に掲げる施設については、その課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。）。	地方税法附則第15条第8項
		(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の焼却施設（平成4年7月4日以後において設置されたものに限る。）で一定のもの (2) 大気汚染防止法第2条第5項に規定する一般粉じんの処理施設で一定のもの (3) 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用施設で一定のもの	公共の危害防止のために設置された施設（地方税法第349条の3第3項、第4項又は第19項の規定の適用を受けるものを除く）のうち、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する（ただし、(2)については、その課税標準を $\frac{5}{6}$ に軽減する。）。	地方税法附則第15条第9項
		資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で一定のもの（地方税法第349条の3第4項の規定の適用を受けるものを除く。）	平成12年4月1日から平成16年3月31日までに新たに取得されたものについて、当初課税年度から3年程度分に限りその課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する（ただし、一定のものについては、その課税標準を $\frac{3}{4}$ に軽減する。）。	地方税法附則第15条第21項
不動産取得税	非課税	環境事業団が業務用に取得する不動産で一定のものの取得	非課税	地方税法第73条の4第1項第22号

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
不動産取扱税	非課税	独立行政法人空港周辺整備機構が業務用に取得する不動産で一定のものの取得	非課税	地方税法第73条の4第1項第24号
	課税標準の特例	事業協同組合等が環境事業団から産業公害を防止するための工場又は事業場の集団化に必要な一定の施設を取得した場合の当該施設の取得	その課税標準たる価格から次の額を控除する。 $\text{価格} \times \frac{\text{譲渡しの対価の額} - \text{施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額}}{\text{譲渡しの対価の額}}$	地方税法第73条の14第7項
		独立行政法人空港周辺整備機構が平成16年3月31日までに業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得	当該土地の価格の $\frac{2}{3}$ に相当する額を価格から控除する。	地方税法附則第11条第8項
納税義務の免除		事業協同組合等が環境事業団から取得した産業公害を防止するための工場又は事業場の集団化に必要な建物の用に供する一定の不動産等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得	納税義務を免除する。	地方税法第73条の27の5第1項 大阪府税条例(以下「条例」という。) 第42条の15の5第1項
自動車取扱税	税率の特例	電気自動車の取得	平成17年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.7%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
		天然ガス自動車の取得	平成17年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.7%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
		メタノール自動車の取得	平成17年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.7%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
	NOx・PM法の特定地域内における買い換え特例	NOx・PM法の特定地域内における買い換え特例に係る特定自動車排出基準適合車の取得	NOx・PM法の特定地域において、昭和58年以降の自動車排出ガス規制に適合する一定条件のトラック・バス等を廃車し、これに代わるものとして、一定期間内に特定自動車排出基準に適合するトラック・バス等を取得した場合の税率は、現行の税率から次に掲げる期間の区分に応じてそれぞれに定める率を控除した率とする。 ①平成14年3月2日から平成15年3月31日まで 2.3% ②平成15年4月1日から平成17年3月31日まで 1.9% ③平成17年4月1日から平成19年3月31日まで 1.5% ④平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 1.2%	地方税法附則第32条第8項 条例附則第11条第7項
		低PM認定車の取得	平成17年3月31日までに超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度に基づき認定を受けた自動車に係る自動車取得税の税率を現行の税率から1.5%控除した率とする。	地方税法附則第32条第5項 条例附則第11条第4項
	ハイブリッド自動車の取得		平成17年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から次に掲げる区分に応じてそれぞれの率を控除した率とする。 ・バス・トラック………2.7% ・バス・トラック以外…2.2%	地方税法附則第32条第4項 条例附則第11条第3項
課税標準額の特例		最新排ガス規制値より75%以上排出ガス性能のよい一定の燃費基準を満たす低燃費車(ハイブリッド自動車を除く。)の取得	平成16年3月31日までに取得した場合の課税標準額は、取得価格から30万円を控除した額とする。	地方税法附則第32条第6項 条例附則第11条第5項

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車税	税率の特例	平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された自動車で一定要件を満たすもの。	<p>登録の翌年度の自動車税から2年度間、自動車の環境に配慮した度合いに応じてそれぞれの率を控除した税率とする。</p> <p>① 電気自動車・天然ガス車・メタノール車 ⇒税率より概ね50%軽減</p> <p>② 低燃費車かつ最新排出ガス規制値より75%以上性能のよい自動車 ⇒税率より概ね50%軽減</p> <p>③ 低燃費車かつ最新排出ガス規制値より50%以上性能のよい自動車 ⇒税率より概ね25%軽減</p> <p>④ 低燃費車かつ最新排出ガス規制値より25%以上性能のよい自動車 ⇒税率より概ね13%軽減</p>	地方税法附則第12条の3 条例附則第9条
特別地保有税	非課税	<p>1 次にかかる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地</p> <p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱滓、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の污水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場の設置者又は特定事業場の設置者であった者が設置する同法第2条第2項第1号に規定する物質を含む地下水の水質の浄化施設で一定のもの</p> <p>(5) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設、同条第6項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(6) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制施設で一定のもの</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(8) 悪臭防止法第2条第1項に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p> <p>(9) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの</p> <p>(10) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる污水の処理施設で一定のもの</p> <p>(11) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第6項に規定する水道水源特定事業場の污水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(12) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</p> <p>(13) 土壌の特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質。）による汚染を除去するための施設（同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で一定のもの</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが同法第15条の6第1号から第5号までに規定する業務の用に供する土地で一定のもの</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する土地で一定のもの</p> <p>4 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定事業者で一定の者が同法第2条第3項に規定する特定周辺整備地区において同法第9条第1項に規定する認定計画に従って整備する同法第2条第2項に規定する特定施設で一定のもの用に供する土地</p>	地方税法第586条第2項	

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
特別土地保有税	非課税	5 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法第19条第1号から第3号までに規定する業務又は同条第4号に規定する業務のうち一定のものの用に供する土地で一定のもの 6 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項等の届出をした者が配置する環境施設で一定のもの	非課税	地方税法第586条第2項
		環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法附則第18条に規定する業務として設置する施設等の用に供する土地		地方税法附則第31条の2第1項
事業所税	非課税	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第4項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第4項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で一定のもの	非課税	地方税法第701条の34第3項第8号
		産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定事業者が同法第9条第1項に規定する認定計画に従って整備する特定施設で産業廃棄物認定事業者の事業の用に供するもののうち一定のもの		(1)新設が平成16年3月31日までに行われたものについて法人の事業である場合には新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には新設された日から5年を経過する日の属する年分までに限り、資産割を非課税とする。 地方税法附則第32条の3第1項
事業所税	課税標準の特例	(1)鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設（専ら当該施設の用に供する事業所用房屋内に設置されるものに限る。以下同じ。） (2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は、同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の污水若しくは液体の処理施設で一定のもの (3)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第6項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの (4)大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、または飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制施設で一定のもの (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (6)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する特定事業者が、同法第2条第8項に規定する再商品化の用に供する同法第15条第2項第6号に掲げる施設のうち一定のもの (8)ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの (9)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項に規定する食品関連事業者が、同法第2条第3項に規定する食品循環資源の同条第5項に規定する再生利用の用に供する施設で一定のもの (10)使用済み自動車の再資源化等に関する法律第2条第16項に規定する自動車製造業者等が同法第2条第5項に規定する再資源化の用に供する施設で一定のもの	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する	地方税法第701条の41第1項第4号

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
事業所 税	課税標準の特例	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第4項若しくは第14条の4第1項若しくは第4項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (2)広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (3)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (4)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設 (5)容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律に規定する特定事業者又は指定法人から委託を受けて再商品化を業として行う者が行う再商品化の事業及び指定法人が行う再商品化の事業のうち一定の施設 (6)自動車製造業者等又は使用済み自動車の再資源化等に関する法律第105条に規定する指定再資源化機関から委託を受けて再資源化を業として行う再資源化の事業のうち一定の施設	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に、従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第701条の41第1項第5号
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する施設で一定のもの	(1)法人の事業である場合には平成17年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成17年分までに限り、資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する。	地方税法附則第32条の7第3項

注) 1 この表は、公害防止に関する地方税の税制上の措置内容の概要をまとめたものである。

2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。